

TPPに関する疑問にお答えします

平成 2 8 年 6 月

農林水産省

TPPに関してよくある疑問

- 合意内容は、国会決議とは程遠いのでは？ . . . 2
- 重要5品目の中にも関税撤廃したものがあるのは問題ではないか？ . . . 2
- TPPの情報開示が不十分では？ . . . 3
- しっかりとした国内対策が本当に講じられるのか？ . . . 3
- 農林水産物の影響試算は過小評価ではないか？ . . . 4
- 食料自給率が下がるのではないか？ . . . 4
- TPPにより、農業・農村の所得は減るのでは？ . . . 5
- TPPを契機に、輸出力をもっと強化すべきでは？ . . . 5
- TPPにより、食の安全が脅かされるのでは？ . . . 6
- 輸入米が増加して、米価が下がるのではないか？ . . . 6
- 平成30年産以降の米政策はどのようになるのか？ . . . 7
- 飼料用米についての支援は続くのか？ . . . 7
- 麦、大豆、砂糖の影響と国内対策は？ . . . 8
- 牛肉・豚肉・乳製品の影響と国内対策は？ . . . 8
- 野菜・果樹、地域特産物の影響と国内対策は？ . . . 9
- 林産物、水産物の影響と国内対策は？ . . . 9

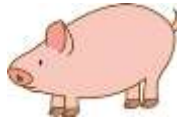
Q. 合意内容は、国会決議とは程遠いのでは？

関税撤廃の圧力が極めて強かった中、品目ごとに中身をしっかりと精査し、国会決議を後ろ盾に交渉しました。その結果、重要5品目を中心に、農林水産物の約2割を関税撤廃の例外としました。

TPPについては、関税撤廃の圧力が極めて強かった中、品目ごとに中身をしっかりと精査し、国会決議を後ろ盾に交渉しました。その結果、重要5品目を中心に、農林水産物の約2割を関税撤廃の例外としました。

特に、重要5品目を中心に、米の国家貿易制度や豚肉の差額関税制度などの基本的な制度を維持するとともに、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間を確保しました。また、関税撤廃をしたものについても、品目ごとに中身をしっかりと精査し、品目全体として影響が出ないよう措置し、国益にかなう最善の交渉結果が得られました。

交渉結果が国会決議に沿っているものかどうかは、最終的には国会で御審議いただくこととなりますが、政府としては、国会決議の趣旨に沿っているものと評価していただけたと考えています。



各国の関税撤廃率(品目ベース)

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
全品目	95%	100%	99%	100%	100%	100%	99%	100%	99%	100%	100%	100%
農林水産物	82%	99%	95%	100%	100%	100%	97%	98%	97%	100%	99%	100%

(注1) 日本以外の国の農林水産物については、国際的な商品分類(HS2012)において1~24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

(注2) 大筋合意時に用いていたHS2007による品目分類を、HS2012によるものに修正したことを踏まえ、平成28年2月29日に数字を更新(関税に関する合意内容が変わるものではない)。

Q. 重要5品目の中にも関税撤廃したものがあるのは問題ではないか？

個別に一つ一つ精査し、品目全体として影響が出ないようにしています。

重要5品目(594タリフライン(関税上の品目の細分類))のうち、約3割に該当する170タリフラインが関税撤廃になりますが、これらについては、

- ① カッサバ芋など、輸入実績がほぼないもの
 - ② 牛タン・米のビーフンなど、国産農産品との代替性が低いもの
 - ③ 繁殖用母豚など、撤廃が生産者のメリットとなるもの
- といった基準を総合的に勘案して、品目全体として影響が出ないものに限定しています。

なお、合意内容については、各品目の一部の点でみるのではなく、品目毎に、交渉で獲得した、関税割当、セーフガード、関税削減、長期の関税撤廃等の措置、さらには、昨年11月に取りまとめた「政策大綱」に基づく措置を総合的に見て評価すべきです。

例えば、米の合意内容については、

- ① 無秩序な輸入増大を防止している「枠外税率」(kg当たり341円)は税率を維持しており、無秩序な輸入増加はありません。
- ② いわゆるミニマム・アクセス(76.7万トン)の数量などの基本的な仕組みも一切変更されません。
- ③ 国別枠(合計で最大7.84万トン)は、国産米の生産水準約800万トンの1%程度に過ぎませんし、輸入義務もありません。また、この国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れ、国別枠の輸入量の増加が国産主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断することとしています。

このような措置を実態に即して総合的に見て頂ければ、国産米に影響が出ないような交渉を行ったこと、また、国会決議の趣旨に沿っているものと評価していただけたと考えています。

TPPの合意結果に関する情報はこちらで公表しています。

▶ TPP協定における農林水産物関税について

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/index.html#tpp3> (農林水産省ホームページ)

Q. TPPの情報開示が不十分では？

大筋合意の後も、地方を含めて説明会はこれまで約300回実施し、詳細な各種資料を公表してきました。今後も引き続き、丁寧に説明していきます。

TPP交渉は、合意された結果がすべてであり、それに関する情報は全て公開し、大筋合意後、国会や過去約300回実施してきた説明会等で丁寧に説明してきています。加えて、本年1月以降、約1,700ページにもよる資料を内閣官房等のホームページにも掲載しております。

交渉会中や会合後には、衆議院、参議院の農林水産委員会の決議も踏まえ、頻繁に記者向けブリーフィングや説明会を実施するなど、できる限りの情報開示に努めてきております。

他方、外交交渉という性格上、交渉過程での具体的やりとりについては秘密保持の必要性があります。仮に、これを開示すると、相手国との信頼関係が損なわれ、また、我が国の手の内をさらすことで類似の交渉に悪影響を与えかねません。我が国の国益を追求する上で、情報の開示には必ずと制約があります。

今後も国会審議等においては、TPP協定の各規定の内容や趣旨、解釈等については、引き続き丁寧に説明してまいります。



TPP交渉に関する情報はこちらで公表しています。

➤ 農林水産物への影響、品目別の対策等について

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/index.html> (農林水産省ホームページ)

➤ TPPに関する基本情報、TPP協定等について

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/index.html> (内閣官房ホームページ)

Q. しっかりとした国内対策が本当に講じられるのか？

「政策大綱」に基づき、体質強化対策や経営安定対策を講じるとともに、農林水産業の成長産業化を一層進めるため、継続検討項目について、本年秋を目途に具体的内容を詰めていきます。

今般のTPP大筋合意を受け、生産現場に残る懸念と不安を払拭し、新たな国際環境の下で、次世代を担う生産者が夢と希望を持って経営発展に取り組みできるようにしていく必要があります。

このため、これまで産業政策と地域政策を車の両輪として進めてきた農政改革に加え、昨年とりまとめた「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月TPP総合対策本部決定)に基づき、

- ① 「攻めの農林水産業」への転換に必要な体質強化対策を集中的に講じ、
- ② 「経営安定・安定供給の備え」として、協定発効に合わせて経営安定対策の充実を図るとともに、
- ③ 農林水産業の成長産業化を一層進めるため、戦略的輸出体制の整備など12の項目について、本年秋を目途に具体的内容を詰めていくこととしています。

なお、国内対策の財源については、「政策大綱」に即し、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程において確保していく考えです。

総合的なTPP関連政策大綱(平成27年11月25日 TPP総合対策本部決定)

農林水産分野の対策の財源については、TPP協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。

<参考:12の継続検討項目>

- 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- 生産者の所得向上につながる生産資材(飼料、機械、肥料など)価格形成の仕組みの見直し
- 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し
- 戦略的輸出体制の整備
- 原料原産地表示
- チェックオフ制度の導入
- 従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続
- 農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策
- 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
- 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討
- 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

国内対策等に関する情報はこちらで公表しています。

➤ 総合的なTPP関連政策大綱等について

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/index.html> (農林水産省ホームページ)

Q. 農林水産物の影響試算は過小評価ではないか？

交渉結果を踏まえ、客観的なデータを基にして、国内における対策の実施を前提として、輸入品と競合する国産品がどの程度置き換わるかという点などを精査して試算しています。

農林水産物の試算については、

- ① 交渉で獲得した措置と合わせて、
- ② 昨年11月に行った、国内価格や国際価格、輸入量などの客観的なデータを基にした品目毎の影響分析及び
- ③ 「政策大綱」に基づく国内対策の実施を前提として、輸入品と競合する国産品がどの程度置き換わるかという点などを精査して客観的に影響を試算したものです。



なお、今回の試算は、あくまでもTPPによる関税削減等の措置が国内生産に与える影響を分析したものであり、例えば、長期的な米の需要の減少など、TPP以外の要因は考慮していません。

農林水産物の生産額への影響について(試算の結果)

関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む。

農林水産物の生産減少額： 約1,300～2,100億円

食料自給率(26年度)への影響：

【26年度：カロリーベース 39%、生産額ベース 64%】

→ 【試算を反映したもの：カロリーベース 39%、生産額ベース 64%】

※ 試算方法や試算結果の詳細については、こちらで公表しています。

- 農林水産物への影響について
<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tp/index.html> (農林水産省ホームページ)
- TPP協定の経済効果分析
http://www.cas.go.jp/jp/tp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_keizaikoukabunnseki01.pdf
(内閣官房ホームページ)

Q. 食料自給率が下がるのではないか？

交渉で獲得した措置と合わせ、国内対策により自給率の維持は可能と考えており、その上で、基本計画に基づく各種施策を総合的かつ計画的に講ずることにより、自給率の向上に向けた取組を進めます。

平成26年度の食料自給率の数値を前提に、今回のTPPの農林水産物の生産額への影響試算を反映した場合、食料自給率がどのように変化するかという試算を行った結果、TPPによる影響を大きく受けるものではないとの結果となっています。

このため、TPPの影響に限って言えば、交渉で獲得した措置と合わせ、国内対策により自給率の維持は可能と考えており、その上で、「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月閣議決定)に基づく各種施策を総合的かつ計画的に講ずることにより、自給率の向上を図ります。

基本計画において、平成37年度に食料自給率をカロリーベースで45%、生産額ベースで73%まで引き上げる目標を設定しています。

基本計画に基づき、

- ① 国内外での国産農産物の消費拡大や食育の推進
 - ② 飼料用米の推進や消費者ニーズに対応した麦、大豆の生産拡大
 - ③ 優良農地の確保や、担い手の育成の推進
- といった各種の施策を総合的かつ計画的に講ずることとしており、平成37年度の食料自給率目標の達成に向けて、引き続き取組を進めていきます。



食料自給率等に関する情報はこちらで公表しています。

- 食料・農業・農村基本計画について
http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html (農林水産省ホームページ)
- 知ってる？日本の食料事情について
<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/index.html> (農林水産省ホームページ)

Q. TPPにより、農業・農村の所得は減るのでは？

「農林水産業・地域の活力創造プラン」などにに基づき、各種施策を通じて農業所得や農村地域の関連所得の増大に引き続き取り組めます。

農業を成長産業化し、生産者の所得の向上を図るため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農政改革を進めてきたところです。

具体的には、

- ① 需要の拡大や輸出の促進などによる生産額の増大や、農地集積の加速化や資材費等の縮減などによる生産コストの縮減、
 - ② 加工・直売の取組、都市と農山漁村の交流の促進等、6次産業化の推進
- といった各種施策を講じていくことにより、農業所得や農村地域の関連所得の増大に取り組んできたところです。

例えば、中山間地域においても、収益性の高い農業を目指し、基盤整備を契機として、先導的な取組が各地で行われていることから、こうした地域の工夫を取りまとめた「中山間地域における優良事例集」を作成し、公表しました。今後、こうした優良事例の横展開を図っていきます。

次世代を担う生産者が夢と希望を持って経営発展に取り組めるよう、今後とも、こうした取組をしっかりと推進していきます。



「中山間地域における優良事例集」は、こちらで公表しています。

➤ 中山間地域における優良事例集

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/tyu_sankan_2/zirei.html (農林水産省ホームページ)

また、農林水産省では、補助金等に関する「逆引き事典」を作成しました。

➤ 補助金等の逆引き事典

<https://www.gyakubiki.maff.go.jp/appmaff/input> (農林水産省ホームページ)

なお、農業・農村所得の増大に関する詳しい情報はこちらで公表しています。

➤ 農業経営等の展望について

http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/pdf/8_keiei.pdf (農林水産省ホームページ)

Q. TPPを契機に、輸出力をもっと強化すべきでは？

本年5月に取りまとめた「農林水産業の輸出力強化戦略」をもとに、平成32年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の可能な限り早期の達成を目指します。

今後、国内の人口が減少していく中で農林漁業者の所得を確保していくためには、増加する海外の需要に目を向けていく必要があります。

このため、本年5月に政府を挙げて「農林水産業の輸出力強化戦略」を取りまとめました。この戦略を実行することで、平成32年の輸出額1兆円目標を可能な限り早期に達成することを目指します。

この戦略では、民間の意欲的な取組を側面支援するための7つのアクションとして、情報を一元的に提供する、戦略的販売(リレー出荷、周年供給)を進める、国内の卸売市場を輸出拠点とするなど、スピード感をもって進めるべき新たな取組を盛り込んでいます。

また、海外展開を考える農林漁業者や食品事業者に向けての2つのメッセージとして、「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」と「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」を提示しました。

この輸出力強化戦略に基づき、関係省庁・関係団体と協力をして、輸出に取り組む農林漁業者や関係する民間事業者、更には各産地の方々の取組を積極的に支援するとともに、相手国・地域の輸入規制の撤廃・緩和等、輸出環境の整備に取り組んでいきます。

農林水産業の輸出力強化戦略のポイント

<民間の意欲的な取組を支援する「7つのアクション」>

- ・ 情報の一元的提供
- ・ 日本産の「品質の良さ」を世界に伝える
- ・ 「ライバル国に負けない」ための戦略的販売(リレー出荷・周年供給)を進める
- ・ 農林漁業者自身が海外において販売拠点を設ける取組をサポート
- ・ 既存の規制を見直し、国内の卸売市場を輸出拠点へ
- ・ 諸外国の規制の緩和・撤廃のため、省庁横断でチームをつくり、戦略的に対処
- ・ 国内の輸出関連手続を改革

<意欲ある農林漁業者や食品事業者に届ける「2つのメッセージ」>

- ・ 国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略を提示(※21の国・地域)
- ・ 品目別の輸出力強化に向けた対応方向を提示(※米、青果物、茶、畜産物、水産物など)

「農林水産業の輸出力強化戦略」の詳細については、こちらで公表しています。

➤ 農林水産業・地域の活力創造本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yushutsuryoku.html> (首相官邸ホームページ)

Q. TPPにより、食の安全が脅かされるのでは？

TPPによって日本の食の安全・安心に関する制度変更は行われません。今後とも、科学的根拠に基づいて、衛生植物検疫措置をとることが引き続き認められています。

残留農薬、食品添加物の基準、遺伝子組換え食品等の安全性審査や表示を含め、TPP協定によって日本の食の安全・安心に関する制度変更は行われません。

TPP協定による食の安全に関するルールは、日本が既に締結しているWTO協定（世界貿易機関設立協定）の中のSPS協定を踏まえた内容になっており、SPS協定において認められている各国が必要な措置を取る権利・義務を確認しつつ、科学的根拠に基づいて、衛生植物検疫措置をとることが引き続き認められています。

また、暫定的な措置を導入したり、科学的に正当な根拠がある場合には、国際基準に基づく措置によって達成されるよりも高いレベルの措置を導入・維持できるというSPS協定が規定する輸入国の権利を確認しています。



食の安全に関する情報はこちらで公表しています。

➤ 分野別ファクトシート「食品分野(食の安全・安心)」

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_bunyabetsu08-1.pdf

(内閣官房ホームページ)

Q. 輸入米が増加して、米価が下がるのではないかな？

国別枠の輸入量に相当する国産米を備蓄米として買い入れ、国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断します。

輸入米の価格は、業務用に用いられる国産米の価格水準とほぼ同等であり、国産米より大幅に安い価格で国内に流通していません。

今般のTPP合意に伴い、米国・豪州向けに設定されることとなった国別枠（米国・豪州合計で13年目以降最大7.84万実トン（日本の生産量の約1%））については、国内の米の流通量がその分増加することにより、国産米全体の価格水準の下落が生じるのではないかと懸念があります。

このような懸念を払拭するため、「政策大綱」に基づき、国別枠の輸入量に相当する国産米を備蓄米として買い入れ、国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断することによって、確実に再生産が可能となるようにすることとしています。

なお、現在のSBS方式での輸入米の政府売渡価格は、主に中食や外食などの業務用に用いられる国産の産地品種銘柄の価格水準とほぼ同等であり、国産米より大幅に安い価格で国内に流通しているものではありません。



<参考>

国家貿易の下で新たに米国・豪州に、国内の卸業者と輸入業者が事前にペアを組んで必要な輸入量を申し込むSBS方式による国別枠（合計で13年目以降最大7.84万実トン：日本の生産量の約1%）が設定されますが、これは入札枠であって、輸入は義務ではありません（SBS（売買同時契約）方式による最近3カ年の実績は、10万トンの入札枠に対して平成25年6万トン、平成26年1万トン、平成27年3万トンです）。

また、枠外輸入については、341円/kg（1俵で約2万円）の高関税を維持しました。

米の国内対策等に関する情報はこちらで公表しています。

➤ 農林水産物への影響、品目別の対策等について

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/index.html>（農林水産省ホームページ）

Q. 平成30年産以降の米政策はどのようになるのか？

国としては、引き続き、きめ細かな情報提供や、戦略作物に対する支援等を行うことにより、平成30年産以降も農業者の方が安心して需要に応じた生産に取り組めるよう努めていきます。

平成30年産米を目途に、生産者自らがマーケットの動向を見ながら需要に応じた生産が行えるよう、

- ① 全国の需要見通しに加えて、各産地における販売や在庫の状況などに関するきめ細かな情報提供や
- ② 麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の生産に対する支援等の環境整備を進めています。

平成27年産米においても、いわば平成30年産以降の予行演習として、各産地における主食用米から飼料用米等へ転換が進み、生産数量目標の配分が始まって以来、初めて過剰作付が解消するなど、需要に応じた生産が定着しつつあります。こうした転換が自主的に進むことが、平成30年産以降の姿そのものです。

また、平成30年産以降も地域の農業再生協議会は存続し、情報提供など、引き続き、国も関与していきます。

国としては、引き続き、現場の関係者の意見も伺いながら、きめ細かな情報提供や、戦略作物に対する支援等を行うことにより、平成30年産以降も農業者が安心して需要に応じた生産に取り組めるよう、努めていきます。

なお、国内の需給動向によって米価の変動が生じた場合には、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）により、収入の減少補てんを着実に実施することとしています。

米政策に関する情報はこちらで公表しています。

- 米に関する各種情報を取りまとめたレポート（米に関するマンスリーレポート）
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>（農林水産省ホームページ）
- 飼料用米に関する情報
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/siryouqa.html>（農林水産省ホームページ）



Q. 飼料用米についての支援は続くのか？

平成37年度に110万トンとする目標達成に向け、水田活用の直接支払交付金などの各種施策を講じているところであり、生産コスト低減を進めながら、必要な財源を確保していきます。

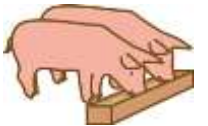
飼料用米については、昨年3月に「食料・農業・農村基本計画」において、平成25年で11万トンの飼料用米の生産量を、平成37年度に110万トンとする目標を掲げています。これは閣議決定であり、政府の方針です。この達成に向け、水田活用の直接支払交付金による助成などの各種施策を講じているところです。

水田活用の直接支払交付金は、水田フル活用を図るため重要な予算であり、平成28年度予算については、3,078億円を確保しています。引き続き、生産者が安心して飼料用米の生産に継続的に取り組めるよう、生産コスト低減を進めながら、必要な財源を確保していきます。

また、飼料用米の生産コスト低減については、昨年12月に、現場の農業者が取り組みやすいように、多肥栽培等による多収の実現、安価な肥料の利用、直播栽培などの省力栽培技術の導入やコンタミ対策等の多収品種導入の際の留意事項を記載したマニュアルを取りまとめたところであり、今後、地域の研修会等を通じて普及を進め、生産コストの低減を図っていくこととしています。

飼料用米に関する情報はこちらで公表しています。

- 飼料用米に関する情報
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/siryouqa.html>（農林水産省ホームページ）



Q. 麦、大豆、砂糖の影響と国内対策は？

麦については、国家貿易制度や枠外税率を維持したことにより、輸入の増大は見込み難いと分析しています。砂糖についても、糖価調整制度を維持しました。今後、国内対策を着実に実行し、国際競争力の強化を図ります。

麦・大豆等の生産・販売を行う認定農業者等の担い手に対しては、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する額を直接交付する畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）を措置しています。

麦については、今般のTPP交渉において、国家貿易制度や枠外税率を維持したことにより、国産麦では量的又は質的に満たせない需要分を計画的に輸入する仕組みを確保したことから、輸入の増大は見込み難いと分析しています。

また、マークアップの削減に伴い、輸入麦の価格の下落が国産麦の販売価格に影響を及ぼすことも懸念されますが、①「政策大綱」に基づき必要な財源を確保し、②引き続き経営所得安定対策を着実に実施することとしています。

砂糖については、今般のTPP交渉において、糖価調整制度を維持しました。さらに、糖価調整法を改正し、加糖調製品からも調整金を徴収することにより、国内のてん菜・さとうきび生産農家や製糖工場の経営の安定を図る糖価調整制度の安定運営を図っていきます。



麦、大豆、砂糖の国内対策等に関する情報はこちらで公表しています。

➤ 農林水産物への影響、品目別の対策等について

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/index.html>（農林水産省ホームページ）

Q. 牛肉・豚肉・乳製品の影響と国内対策は？

長期にわたる関税削減期間の確保や国際的な需要の伸び等もあり、当面、輸入の急増は見込み難いと分析しています。今後、国内対策を着実に実行し、畜産・酪農の収益力強化を図ります。

長期にわたる関税削減期間の確保や国際的な需要の伸び等もあり、当面、牛肉・豚肉の輸入の急増は見込み難いと分析しています。

また、乳製品についても、バター・脱脂粉乳の国家貿易制度と高関税を維持するなど牛乳乳製品全体の国内需給への悪影響を回避し、当面、輸入の急増は見込み難いと分析しています。

一方、長期的には価格低下も懸念されるため、「政策大綱」に基づき、

- ① 畜産クラスター事業の強化や、
- ② 現在予算措置で実施している牛・豚マルキンを法制化した上で補てん率を引き上げる、
- ③ 加工原料乳生産者補給金の交付対象に生クリーム等の液状乳製品を追加する

など、体質強化対策と経営安定対策の充実等を講じることで、畜産・酪農の再生産を確保する方針です。



<参考：牛肉・豚肉の輸入状況>

輸入牛肉・豚肉の価格は関税水準だけでなく、海外の需要にも左右されます。日豪EPAが発効した後の豪州産牛肉は、米国産牛肉より10%前後関税が下がっていますが、豪州産牛肉の輸入量は、発効前3年の平均に比べて2%減少(28.9万トン)しています。また、輸入単価は40%上昇(669円/kg)しています(平成27年)。

その背景として、中国の輸入が増えていることがあげられます。2004年(平成16年)からの10年で、牛肉輸入量は約80倍(1万トン→78万トン)増加し、豚肉は約10万トンの輸出国から約80万トンの輸入国となりました。今後10年間でさらに中国の輸入が増加する見通しです。

牛肉・豚肉・乳製品の国内対策等に関する情報はこちらで公表しています。

➤ 農林水産物への影響、品目別の対策等について

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/index.html>（農林水産省ホームページ）

Q. 野菜・果樹、地域特産物の影響と国内対策は？

野菜・果樹、地域特産物の多くは品質、鮮度、出回り時期等の棲み分けにより、輸入品と一定程度の差別化が図られています。今後、国内対策を着実に実行し、国際競争力の強化を図ります。

野菜・果樹については、品質、鮮度、国産への安心感、用途や出回り時期の棲み分け等により、輸入品と差別化されています。また、輸入の多くは中国などのTPP非参加国となっています。

- また、地域特産物についても、
- ・ こんにゃくは、関税割当を維持しました。TPP参加国からの輸入もほとんどありません。
 - ・ 小豆・いんげんは、関税割当を維持しました。国内生産で不足する分を輸入する仕組みは変わりません。
 - ・ 国産の落花生は大粒、殻付きで供給されています。小粒の外国産と比べて価格が4～7倍とすでに差別化されています。
 - ・ 茶は、TPP参加国からの輸入は600トン程度であり、国内生産量の1%未満です。

平成27年度補正予算により、農業機械のリース導入、屋根かけ栽培等に必要な生産資材の導入、改植などを支援する産地パワーアップ事業や、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化を支援する事業を創設しています。

これらの国内対策を着実に実行し、産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力強化を図ります。

<参考:野菜・果樹の現行の輸入関税率>

キャベツ、きゅうり、だいこん、トマト、なす、にんじん等:3% なし:4.8% もも、かき、いちご、メロン:6%

野菜・果樹は、最近の大きな為替変動(4割程度:1ドル80円～120円)の中でも国内生産量は大きく変わっていません。



野菜・果樹、地域特産物の国内対策等に関する情報はこちらで公表しています。

- 農林水産物への影響、品目別の対策等について

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/index.html> (農林水産省ホームページ)

Q. 林産物、水産物の影響と国内対策は？

長期間の関税撤廃期間の設定やセーフガードなどを措置しました。今後、国内対策を着実に実行し、合板・製材の国際競争力の強化、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を図ります。

合板、製材については、現在の関税率が10%以下となっている中で、輸入額が多い国、または輸入額の伸びが著しい国に対して長期間の関税撤廃期間や、セーフガードを措置しました(カナダ、マレーシアに対して関税撤廃後も有効)。

平成27年度補正予算により、木材加工施設の整備、間伐・路網整備等を一体的に支援する合板・製材生産性強化対策事業を創設しています。

これらの国内対策を着実に実行し、原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大します。

水産物については、海草類について15%の関税削減(のり:1枚1.5円→1.28円など)にとどめたことに加え、重要品目のあじ、さばなどについて長期間の関税撤廃期間を設定しました。また、現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、引き続き交付が可能です。

平成27年度補正予算により、広域浜プランに基づき、漁業用機器の導入、リース方式による漁船の導入などを支援する水産業競争力強化緊急事業を創設しています。

これらの国内対策を着実に実行し、浜の広域的な機能再編強化等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産物の体質強化を図ります。



林産物、水産物の国内対策等に関する情報はこちらで公表しています。

- 農林水産物への影響、品目別の対策等について

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/index.html> (農林水産省ホームページ)

地方農政局

北海道農政事務所企画調整室	011-330-8801
東北農政局企画調整室	022-221-6103
関東農政局企画調整室	048-740-0018
北陸農政局企画調整室	076-232-4206
東海農政局企画調整室	052-223-4609
近畿農政局企画調整室	075-414-9036
中国四国農政局企画調整室	086-224-9400
九州農政局企画調整室	096-211-8538
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農政課	098-866-1627

地方参事官ホットライン

北海道	札幌地域担当	011-330-8821
北海道	函館地域担当	0138-26-7800
北海道	旭川地域担当	0166-76-1277
北海道	釧路地域担当	0154-23-4401
北海道	帯広地域担当	0155-24-2401
北海道	北見地域担当	0157-23-4171
青森県担当		017-775-2151
岩手県担当		019-624-1125
宮城県担当		022-266-8778
秋田県担当		018-862-5611
山形県担当		023-622-7231
福島県担当		024-534-4142
茨城県担当		029-221-2184
栃木県担当		028-633-3114
群馬県担当		027-221-1827
埼玉県担当		048-740-5835
千葉県担当		043-224-5611
東京都担当		03-5144-5253
神奈川県担当		045-211-0584
新潟県担当		025-228-5216
富山県担当		076-441-9305
石川県担当		076-241-3154
福井県担当		0776-30-1611
山梨県担当		055-254-6055
長野県担当		026-233-2500
岐阜県担当		058-271-4044

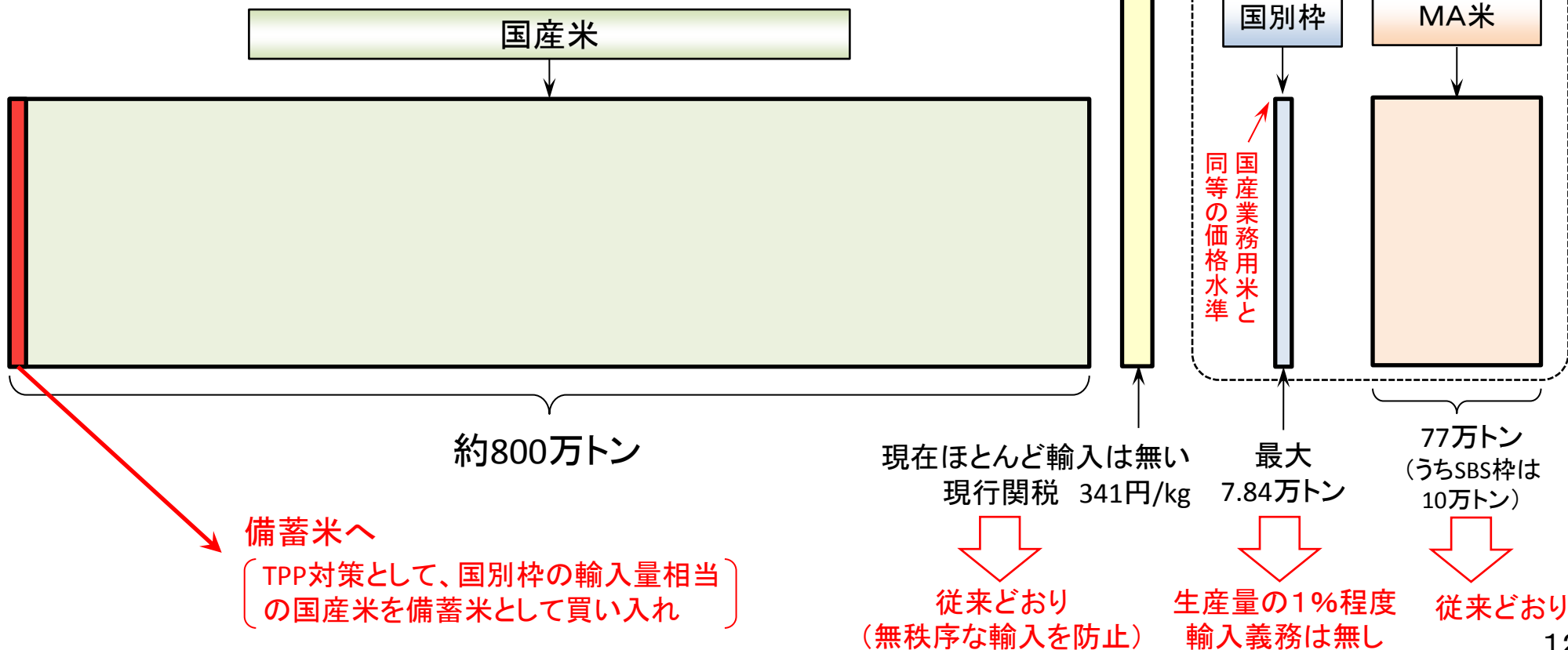
静岡県担当	054-246-6121
愛知県担当	052-763-4492
三重県担当	059-228-3151
滋賀県担当	077-522-4261
京都府担当	075-414-9015
大阪府担当	06-6941-9658
兵庫県担当	078-331-5924
奈良県担当	0742-32-1870
和歌山県担当	073-436-3831
鳥取県担当	0857-22-3131
島根県担当	0852-24-7311
岡山県担当	086-223-3131
広島県担当	082-228-9676
山口県担当	083-922-5412
徳島県担当	088-622-6131
香川県担当	087-831-8151
愛媛県担当	089-932-1177
高知県担当	088-875-7236
福岡県担当	092-281-8261
佐賀県担当	0952-23-3131
長崎県担当	095-845-7121
熊本県担当	096-300-6020
大分県担当	097-532-6131
宮崎県担当	0985-22-5919
鹿児島県担当	099-222-5840

參考資料

TPPにおけるコメの合意内容

【ポイント】

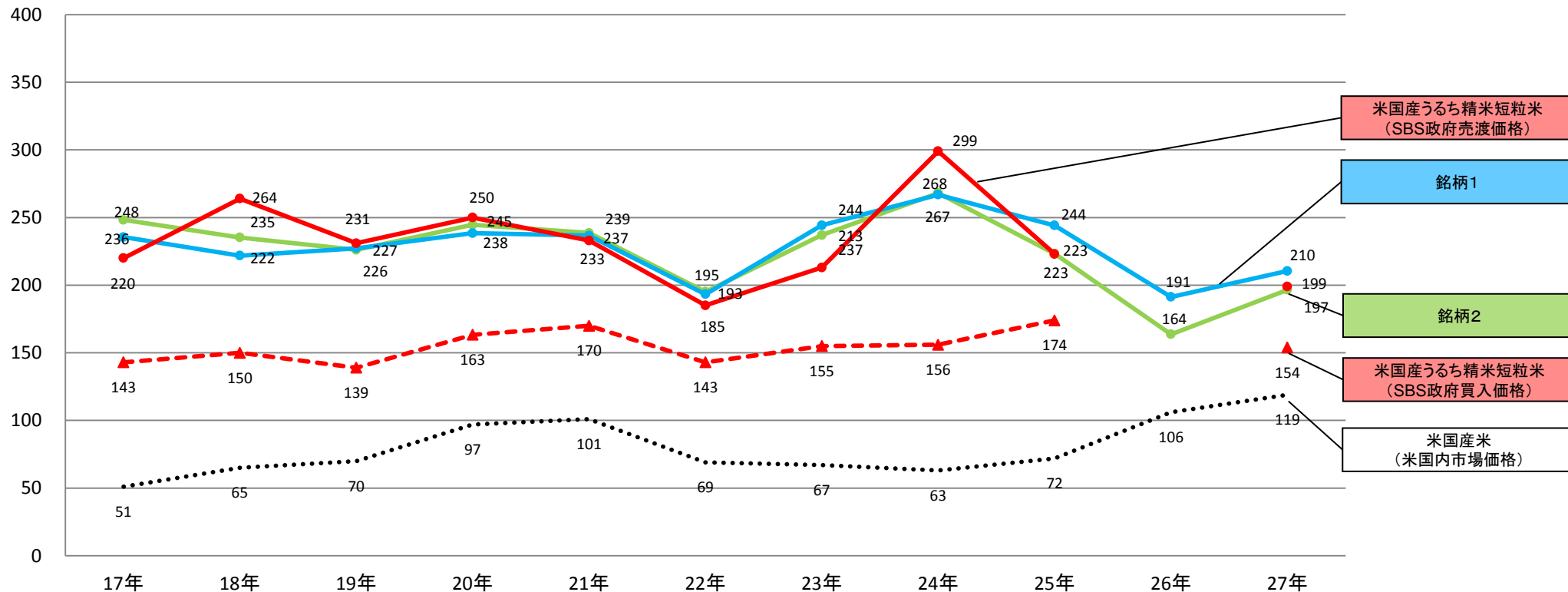
- 341円/kg(1俵で約2万円)の高関税には手をつけず維持し、これまで通り、無秩序な輸入を防止。
- 設定した国別枠(米国・豪州合計で13年目以降最大7.84万トン)の数量は、生産量の僅か1%。
- SBS方式による国別枠は、単なる入札枠であって、輸入は義務ではない。
- さらに、国別枠で輸入される数量に相当する国産米を備蓄米として新たに買い入れる対策を実施し、主食用米の需給・価格への影響を遮断。
- また、SBS方式による輸入米は、国産業務用米と同等の価格水準となっているので、安い米が入ってくるわけではありません。



国産米の価格と米国産SBS価格(うるち精米短粒種)との比較

□ SBSにより輸入される米は、低価格の国産米の価格水準を見据えて、国内に流通。

円/kg(精米ベース)



SBS落札
数量(万実
トン)

10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 3.7 10.0 10.0 6.1 1.2 2.9

注1: 国産米の価格は、平成17年産以前はコメ価格センターの価格、18年産以降は相対取引価格。

注2: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。

注3: 相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月までが対象)を精米換算したもの。27年産については、28年2月までの価格を使用。

注4: 米国産SBSの政府買入価格は港湾諸経費を含む。(加重平均価格)

注5: 平成26年度は米国産うるち精米短粒米のSBS買入実績がないため、SBSの政府買入価格及び売渡価格のデータはなし。

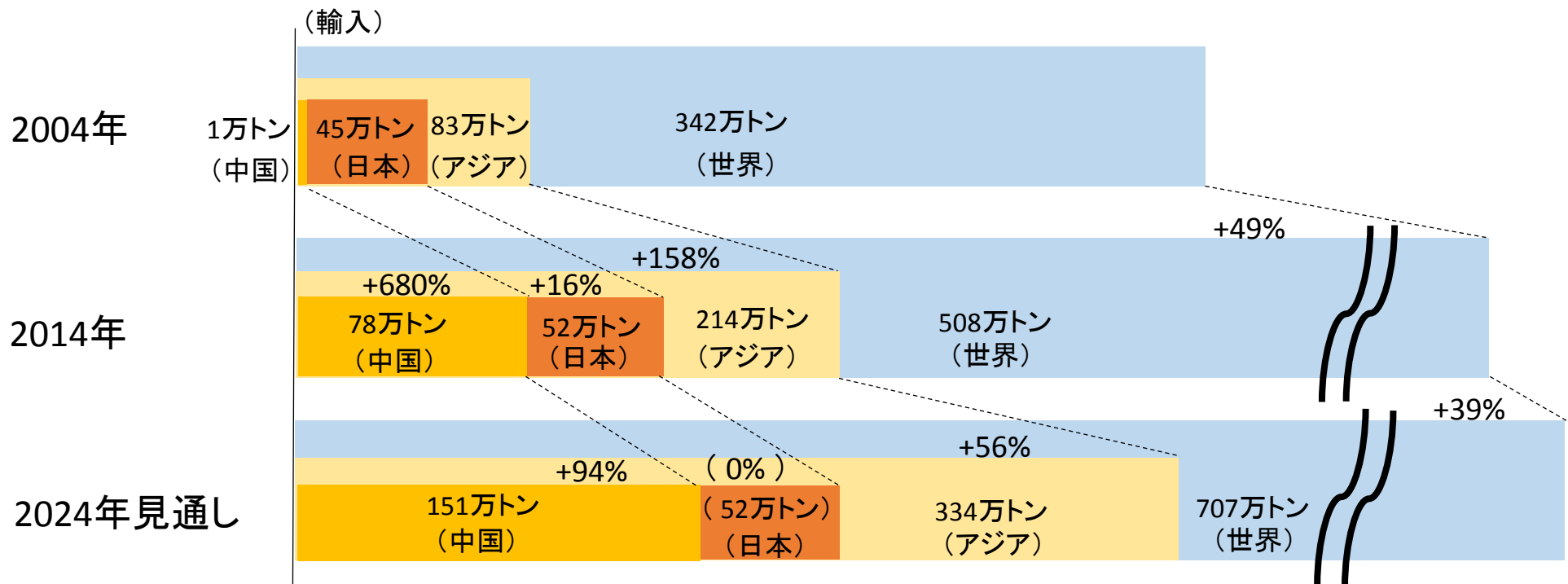
注6: 米国産米の価格は、カリフォルニア州短粒種(精米)の現地精米所出荷価格(暦年ベース)「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)。23年1~10月、27年3~12月のデータはなし。

注7: 為替レートは、年平均のもの。「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金)。27年については、暫定的に東京三菱UFJのTTSを使用。

牛肉

世界とアジア地域の牛肉の輸入状況について

- 2004年の世界の牛肉輸入は342万トン、うちアジア地域が83万トン、日本が45万トン。
- この10年間で、中国の牛肉輸入は78倍、アジアは2.7倍に急増し、2014年では我が国と中国で世界の輸入の3割を占める状況。(この間、我が国の輸入量は50万トン程度で横ばい)。
- このように、我が国以外の牛肉需要が急激に伸び、関係者からは、いつまでも我が国が思うままに牛肉を輸入出来る環境になく、買い負けがおきるという声。このため、国内生産をしっかりと振興することが重要。
- 2024年の世界の牛肉輸入量は707万トン(2014年と比べて+39%)、うち中国が151万トンとの見通し。



(出典)USDA “Livestock and Poultry: World Markets and Trade” “Long-term Projections 2015.2” (部分肉ベースに換算)

財務省「日本貿易統計」

※ 本資料中の「アジア」は、2004年は日本、韓国、フィリピン、台湾、香港の計。2014年と2024年は、日本、韓国、台湾、フィリピン、中国、香港、その他アジアの計。

(USDA資料中の主要輸入国として明示されているアジアの国・地域を合算)

「中国」は、USDA資料中の中国、香港の計。

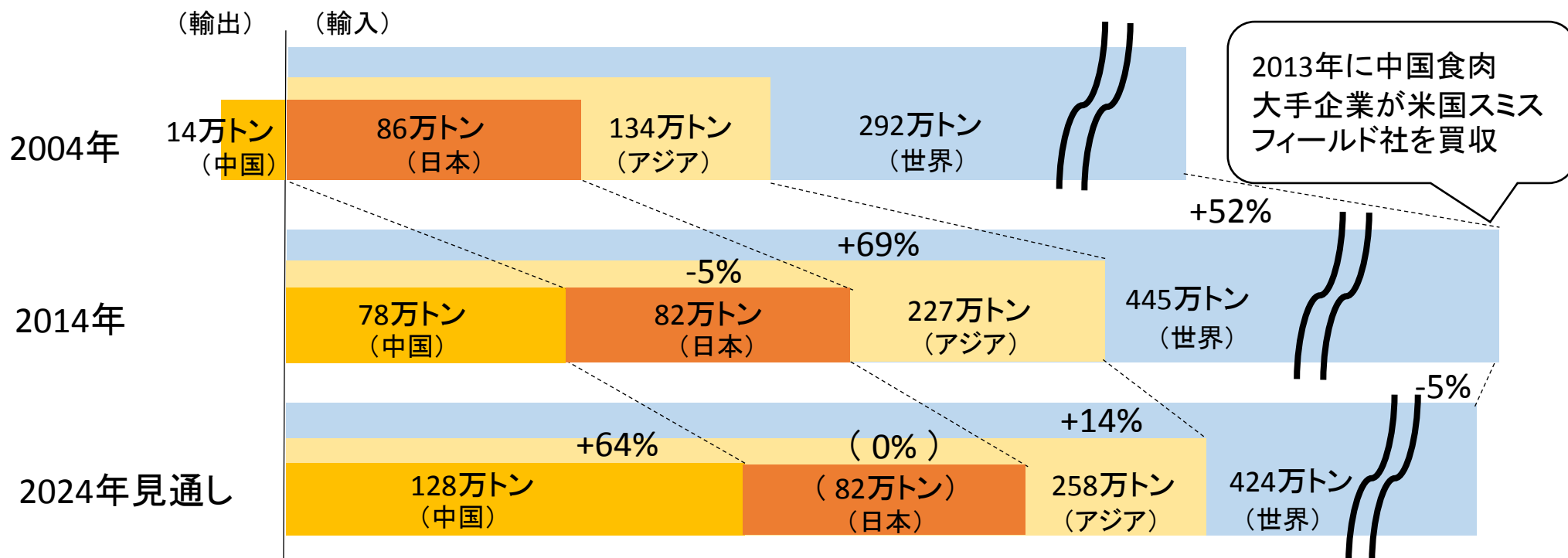
「世界」は、USDA資料中の主要牛肉輸入国の輸入量の合計。

「日本」は、日本貿易統計の数値(年度ベース)。なお、「日本」の2024年見通しは、2014年の輸入実績を据え置いたもの。

豚肉

世界とアジア地域の豚肉の輸入状況について

- 2004年の世界の豚肉輸入は292万トン、うちアジア地域が134万トン、日本が86万トン。
- この10年間で、中国が14万トンの輸出国から78万トンの輸入国に転じ、アジアの豚肉輸入は1.7倍に急増し、2014年には我が国と中国で世界の輸入の4割を占める状況。(この間、我が国の輸入量は80万トン程度で横ばい)。
- このように、我が国以外の豚肉需要が急激に伸び、関係者からは、いつまでも我が国が思うままに豚肉を輸入出来る環境になく、買い負けがおきるという声。このため、国内生産をしっかりと振興することが重要。
- 2024年の世界の豚肉輸入量は424万トン(2014年と比べて-5%)、うち中国が128万トンとの見通し。



(出典) USDA “Livestock and Poultry: World Markets and Trade” “Long-term Projections 2015.2” (部分肉ベースに換算)
財務省「日本貿易統計」

※ 本資料中の「アジア」は、2004年は日本、香港、韓国、台湾の計。2014年は、日本、中国、韓国、香港、フィリピン、シンガポールの計。2024年は、日本、中国、香港、韓国の計。(USDA資料中の主要輸入国として明示されているアジアの国・地域を合算)
「中国」は、USDA資料中の中国、香港の計。
「世界」は、USDA資料中の主要豚肉輸入国の輸入量の合計。
「日本」は、日本貿易統計の数値(年度ベース)。なお、「日本」の2024年見通しは、2014年の輸入実績を据え置いたもの。

農政新時代

○ 生産者の持つ可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても日本の豊かな食や美しく活力ある地域を引き渡していく

①生産者の不安の払拭

農林水産業・農山漁村の維持発展に貢献している生産者の不安を払拭し、希望を持って経営できるようにする。

②成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限発揮

輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。

③夢と希望の持てる農政新時代を創造

未来の農林水産業・食料政策のイメージを明確にし、生産者の努力では対応できない分野の環境を整備。

経営安定・安定供給のための備え

生産者の不安を払拭するため

- ・米
政府備蓄米の運営の見直し
- ・麦
経営所得安定対策の着実な実施
- ・牛肉・豚肉、乳製品
牛マルキン及び豚マルキンの法制化
牛・豚マルキンの補填率の引上げ
豚マルキンの国庫負担水準の引上げ 等
- ・甘味資源作物
加糖調製品の調整金の対象化

攻めの農林水産業への転換

成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限発揮するため

- ・次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- ・国産競争力のある産地イノベーションの促進
- ・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- ・高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- ・合板・製材の国際競争力の強化
- ・持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- ・消費者との連携強化
- ・規制改革・税制改正

検討の継続項目

夢と希望の持てる農政新時代を創造するため

- ・農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- ・生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
- ・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- ・真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し
- ・戦略的輸出体制の整備
- ・原料原産地表示 など